

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人海外邦人医療基金の定款第24条第2項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法、かつ効率的な業務の執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(会長及び専務理事)

第4条 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(会長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次の通りとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その職務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(専務理事)

第6条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次の通りとする。

- (1) 会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業

務を分担執行する。

(2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により、別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

(平成26年6月4日理事会決議)